

国登録有形民俗文化財

〔佐治の板笠製作用具及び製品〕について

文化財課

佐治の板笠は、現鳥取市佐治町中・柄原で、少なくとも江戸初期から昭和30年頃まで、重要な産業として生産されていました。この板笠は、編み込みをされた丸みがある六角形をしており、一般的な菅笠のように竹などの骨組みを持たない木製であるため、大変丈夫でありながら、しなやかで軽いことが特徴で、県内の因幡地方はもとより、伯耆地方、辰巳峠を越えて県外は岡山方面にまで出荷されていました。

因幡の国・最初の史誌といわれる「稻葉民談記」(1688)の中に、佐治郷の板笠のことが書かれていて、明治4年に鳥取県が発行した板笠作りの鑑札が残されています。(佐治歴史民俗資料館土蔵内に展示。)

板笠は、町内の山に自生する「とうかえで・うりかえで」の木を材料にして編んで作ったものです。太い原木を小割りにして年輪を利用しながら、厚み0.2mm・幅5mm・長さ1mほどのテープ状に、剥いで作った「かさぎ」を編み組んで、「あごひも」をつけた骨格のない六角形の美しい「かぶりがさ」です。

最盛期には、年間・1,000枚ぐらい作る家があって、その代金は1俵60kgの米を25俵も買うことが出来る計算になるなど、経済を大きく潤しました。

丈夫なこと・軽くて被りやすいことがなくて、とても広い地域で愛用されました。

しかし、現在板笠を編むことができる方は数名で、原材料の採取から編み組まで一貫して可能な伝承者はお一人だけとなっています。

◎国登録有形民俗文化財の名称：「佐治の板笠製作用具及び製品」

「佐治の板笠製作用具と製品」107点は、すべて佐治町内の個人からご厚意で寄贈されたもので、使用年代等は不明な点が多いですが、昭和初期のものが中心となっています。

◎国登録有形民俗文化財としての登録までの経緯（別紙）

◎佐治の板笠製作用具及び製品の内訳（写真別紙）

- ①原材料となる原木の採取とその運搬用具
- ②原木を割り加工して編み込みの原材料となる笠木「小割り」用具
- ③小割りした木を笠木と呼ばれる薄板状に剥ぐ「へぎ」用具
- ④笠自身を製作する「編み組み」用具
- ⑤笠を頭に止める「紐つけ」用具
- ⑥製品及び鑑札となっており、板笠製作全行程用具

板笠製作工程用具対応表

工程		道具	使用法等
1 原木準備	※1月から2月下旬に行う。凍った雪の上で採取する。カンジキは使用しない。	わらじ つまご はんばき 鋸 鉈 おいか 背あて	山で原木採取時に履く。 山で原木採取時に履く。 山で原木採取時にかける。 笠木の原木であるウリカエデ、トウカエデ、桜を切る。長さを測る。 枝を払う。 原木を運ぶ。 原木を運ぶ。
2 小割り		鉈 割り包丁 矢(くさび) 木槌 指の保護具	原木を割る。 原木を割る。使用しない板笠師もいる。 原木を割るために使う。 鉈、割り包丁を叩き、原木を割る。 鉈等で小さく割るときに、指を保護する。
3 へぎ		笠包丁	小さく割ったり、厚みを揃える。
4 編み組み	① 本体つくり	笠盤 寸木	この上で編む。笠に丸みを持たせることができる。 編み込みの寸法を計る。大きさに応じて、6寸1分(中判用)、7寸2分5厘(大判用)の寸木を使い分ける。
		ものさし	2尺。笠木の長さや笠の大きさを測る。
		笠包丁	桜皮の薄皮を剥がし、美しくする。頭の端を切り揃える。
	③ 補のまとめ	笠包丁	編み上がり、編み止めの後、笠木の端を切り揃える。片刃である。
	④ 覆い(頭付け)	通し木(編み棒)	頭を本体につけるときに使用。
5 紐つけ		通し木(編み棒)	紐をつける蔓紐を挿し込むときに使用。

佐治の板笠製作用具及び製品

最終工程、板笠天止め最終工程

製作途中、天の蓋

製作途中、本体

板笠製品

つづら

矢(くさび)

笠包丁

割り包丁

指の保護具

板笠鑑札

木槌

寸木

通し木(編み棒)

笠盤

鋸

桜皮

あさじ

笠木

背あて

わらじ

おいしいか

原木

板笠製作工程（小割り・へぎ）



白く美しい木質部を削って
厚みと巾をそろえる



巾の揃ったものを小割りにする



巾が仕上がったものを割り包丁で
へぎかけをして口にくわえてへぐ



笠木 ← 原木



指を保護する小道具



口と両手で加減をしながら
削いでいく

板笠製作工程（編み組み）



本体編み組み①



本体編み組み②



本体編み組み③



本体編み組み④
笠盤の上で寸木に合わせ組んでいく



頭づくり①



本体の仕上げ



本体編み組み⑥



本体編み組み⑤



頭づくり②桜皮を編み
組んで三角帽子状に編む



頭の編み端を本体に差し込む
【補強と美観の為二重に編む】



仕上げ作業



紐を取り付けて完成

「佐治の板笠製作用具及び製品」登録までの経緯

平成20年度

- 4月～3月 県史編さん室による佐治町歴史民俗資料館の民具調査。
3月17日 TEM研究所による民俗技術調査（文化庁委託）で佐治の板笠づくりを調査。

平成21年度

- 4月28日 文化庁菊地主任調査官の現地視察。
8月～10月 県史編さん室学芸員より、菊地主任調査官に概要・用具リストを送付。
10月28日 菊地主任調査官より県史編さん室学芸員に、文化庁内で話が通った連絡あり。
11月 6日 文化庁から県教委、鳥取市に対して登録原簿に記載してよいか照会。
11月24日 鳥取市から文化庁に対し、同意書を添えて登録原簿に記載してよい旨回答。
12月 文部科学大臣より文化財審議会に諮問。
1月15日 国の文化審議会で文化財の登録に係る答申。
鳥取県内初の国登録有形民俗文化財として登録されることになる。
3月上旬 官報告示、登録証送付



佐治の板笠製品